

第2次 神河町長期総合計画

概要版

大好き！私たちの町 かみかわ



平成31(2019)年3月
神河町

ごあいさつ

平成 27 年度に策定し、強力に推進してきました神河町地域創生総合戦略と融合させた第 2 次神河町長期総合計画は、神河町の「強み」と「弱み」をしっかりと把握し、安らぎと賑わい、そしてそれらを繋ぐまちづくり「交流から定住」の実現のため、24 のまちづくり分野において、その実現を目指す将来像が示されました。

第 2 次行財政改革大綱や公共施設等総合管理計画の着実な実行とともに、行政全般におけるこれまでの各種事務事業の「総括・見直し」のもとでの「選択と集中」による、歳入確保と歳出抑制の両方を実現していきながら、地域の元気づくりに繋がるまちづくりを推進してまいります。

第 2 次神河町長期総合計画のまちづくりビジョン

「ハートがふれあう住民自治のまち ～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に向け、引き続き、住民の皆様との協働のもと取組みを進めてまいりますので、皆様のますますの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

平成 31 年 3 月

神河町長 山名宗悟

● 計画の構成と期間

「第 2 次神河町長期総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されます。（本計画書には、「基本構想」「基本計画」を収め、「実施計画」は別途策定します。）

基本構想

- 長期的な展望に立ち、目指すべき将来のまちの姿を掲げ、それを実現するための基本的な方針を示します。
- 計画期間は、2019 ～ 2028 年度の 10 年間です。

基本計画

- 基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりの目標や取り組みについて示します。
- 計画期間は、「前期基本計画」が 2019 ～ 2023 年度、「後期基本計画」が 2024 ～ 2028 年度の各 5 年間です。

実施計画

- 「基本計画」に位置づけられた取り組みを進めていくための具体的な事業について示します。
- 計画期間は、3 年間程度で別途定めるものとします。

基本構想

● 神河町の将来像（まちづくりビジョン）

神河町では、2007年3月に「第1次神河町長期総合計画」を策定し、その「基本構想」において“ハートがふれあう住民自治のまち”をまちづくりの将来像として掲げ、これを踏まえたまちづくりを進めてきました。

「第2次神河町長期総合計画」においても神河町の将来像（まちづくりビジョン）を継承し、その実現に向けた取り組みを進めていくこととします。

将来像（まちづくりビジョン）

ハートがふれあう住民自治のまち



大好き！私たちの町 かみかわ

● ビジョン実現に向けた基本的な考え方

将来像（まちづくりビジョン）として掲げる“ハートがふれあう住民自治のまち”の実現に向けては、“ハート”と“住民自治”をキーワードとしながら、次図に示すように“ハートが安らぐまちづくり”“ハートが賑わうまちづくり”“ハートが繋がるまちづくり”を基本的な考え方として設定し、これに基づくまちづくりを目指します。

【第2次神河町長期総合計画】

ハートがふれあう住民自治のまち

ハートが安らぐまちづくり

神河町に暮らす様々な住民のニーズと状況に応じた地域の安心力を高め、誰もが住み慣れた地域で活躍できる神河ライフを実現する

ハートが賑わうまちづくり

豊かな自然や資源等を活かしたまちづくりを行い、神河町の魅力を高め、定住・観光・交流・産業振興による町の賑わいを創出する

ハートが繋がるまちづくり

“ハートが安らぐまちづくり”と“ハートが賑わうまちづくり”を支え、推進していくために、郷土愛に基づく住民自治をより活性化するとともに、持続可能なまちづくりを進める

●まちづくりの基本目標（6本柱）

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、今後のまちづくりについては次の6つの基本目標の実現に向けた取り組みを進めていくこととします。

基本目標 1 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

基本目標 2 安心して暮らせる環境をつくる

基本目標 3 美しく安全なまちを築く

基本目標 4 人が行き交い、出会うまちを創造する

基本目標 5 魅力と活力の産業を育てる

基本目標 6 安定した持続可能なまちを実現する

●本計画における将来人口

「神河町人口ビジョン」は、本町における長期的な人口政策の基礎とすべきビジョンであることから、本計画においてもその展望を踏まえつつ、本計画期間（2019～2028年度）の将来人口について次のように設定します。

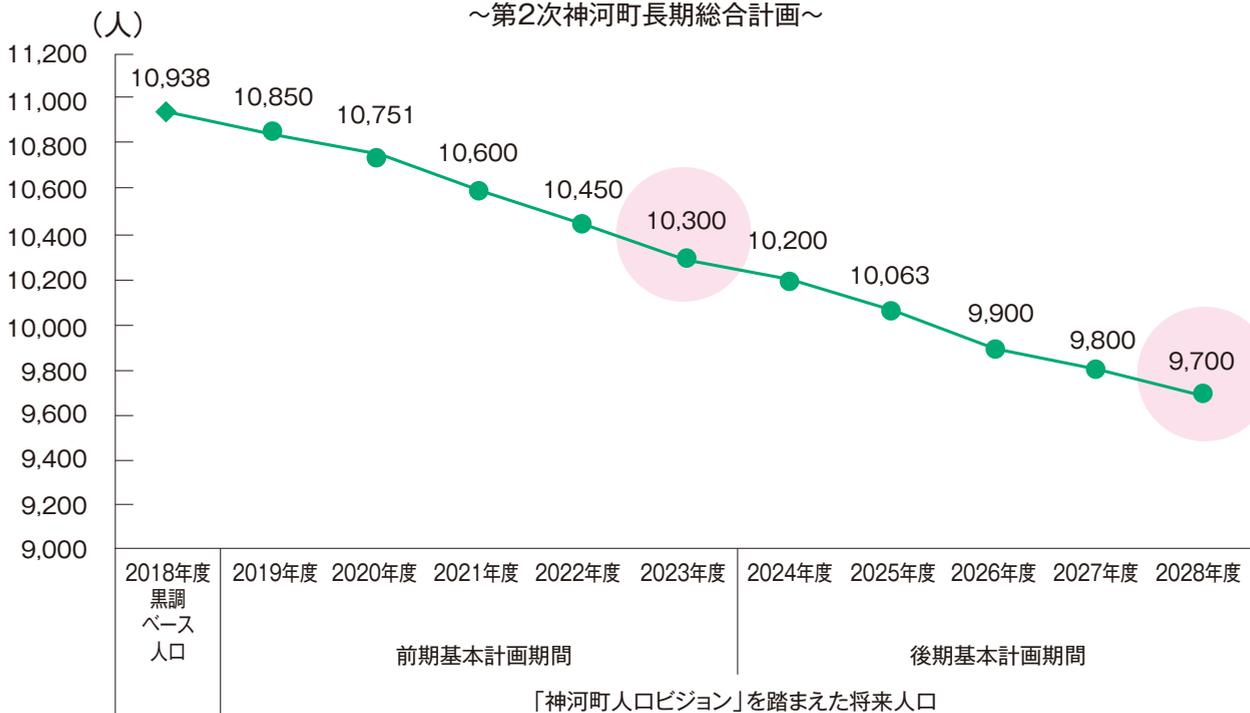
【目標とする将来人口】

2023年度 10,300人

2028年度 9,700人

神河町の将来人口

～第2次神河町長期総合計画～



※国調ベース人口は、国勢調査（平成27年）を基礎とし、毎月の住民基本台帳法に基づく該当月間の移動数（自然増減・社会増減）に基づく集計をした人口（平成30年10月1日現在）

前期基本計画

基本目標

1 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

実現を目指す将来像

子育て

- 子育てが楽しいと思えるまち
- 若いお母さんたちが生き生きと暮らすまち

教育

- 教育プログラムが充実している子ども第一のまち
- 子どもの元気な笑い声が聞こえるまち
- 未来のある子どもたちのために子育て・教育の支援があるまち

生涯学習・ スポーツ

- スポーツ大会が多くあるまち
- 体育館、プールなどの施設が充実したまち
- 芸術、文化活動に関心を持つ人が多いまち

歴史・文化

- 歴史・伝統文化が伝わるまち
- 地域文化財を総合的に保存活用するまち



基本目標

2 安心して暮らせる環境をつくる

実現を目指す将来像

地域福祉

- 何かあってもみんなで助け合えるまち
- 地域が高齢者・障がい者や子どもを見守れるまち
- 困ったことや、悩みがある人たちが、気軽に相談できる場所があるまち

高齢者福祉・ 介護

- 高齢者福祉・介護サービスが充実したまち
- 高齢者が安心して暮らせるまち
- 高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまち

障がい者 福祉

- 障がいのある人も暮らしやすいまち
- 地域で支え、ともに暮らせるまち

健康・医療

- 食と農を大切にして、みんなが健康に暮らせるまち
- 医療が充実して安心できるまち
- 病気にならないまち

基本目標

3

美しく安全なまちを築く

実現を目指す将来像

自然環境・地域景観

- 美しい自然を守っているまち
- 景観、建物がオシャレで自信のあるまち
- 神河の自然を活かした施設があるまち

生活環境

- 川や道路にゴミがないまち
- 二酸化炭素（CO₂）を削減する環境にやさしいまち

地域情報基盤

- ネット環境が整ったまち
- 都会的なデスクワークが自然の中でできるまち

防災

- 消防団が充実・強化されたまち
- 安心できるまち
- 強力な自助・公助・共助の確立したまち

防犯・交通安全

- 犯罪のないまち
- 交通事故が発生しないまち



基本目標

4

人が行き交い、出会うまちを創造する

実現を目指す将来像

土地利用

- 自然（川、木など）を活かした賑わいのある駅前空間があるまち
- 住宅を取得しやすいまち
- 中心部にいろいろな機能の集約されたまち

道路・交通

- 外出できる手段があるまち
- 交通の便がよいまち
- 5つの谷が効率よく循環できるまち

交流

- 高齢者と子どもがあたたかくふれあえるまち
- 人との交流が盛んなまち
- 国際的なまち

定住促進

- 神河町で育った子が都会に出ても帰ってきたいと思うまち
- 働き場所があるまち
- 若者世代が移住・定住できるまち



基本目標

5

魅力と活力の産業を育てる

実現を目指す将来像

農林水産業

- 農業や林業で生活の成り立つまち
- 神河町の特産品を使って、町内で年配の人も若い人も働けるまち

商工業

- 個人事業者と大型店舗が共存できるまち
- 地域資源を活かした企業誘致ができるまち

観光

- 観光客に行ってみたいと思ってもらえるまち
- 観光・サービス業の充実したまち



基本目標

6

安定した持続可能なまちを実現する

実現を目指す将来像

人権

- 誰もが人として尊重されるまち

住民参画

- 老若男女が共助の気持ちを持てるまち

コミュニティ

- ほどよいご近所づきあいができるまち
- 地域ごとにイベントがたくさんあるまち

行財政

- 計画的かつ効率的な行財政運営のまち





神河町民憲章

(前文)

わたしたちは、豊かな自然に恵まれた環境と人情味あふれる地域性を生かし、ハートがふれあう住民自治のまちをめざして、この町民憲章を定めます。

(本文)

一、自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。

一、健康を大切にし、あたたかい家庭を育むまちをつくりましょう。

一、働く喜びをわかちあい、活気にあふれるまちをつくりましょう。

一、郷土を愛し、文化の薫るまちをつくりましょう。

一、互いに支えあい、安心と潤いのあるまちをつくりましょう。

「人権尊重のまち」宣言

豊かな自然の中で、誰もが生き生きと暮らせるまち神河町。一人ひとりが大切にされ、地域ぐるみで見守り支えあい、ハートがふれあうまち神河町。私たち神河町民は、すべての人権をたいせつにしていこうという熱い願いを先人から受け継いできています。しかし、今なお、現実の社会生活においては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題（女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、インターネットの悪用、その他新しい課題）が存在しています。

これらの課題を解決するために、まずそれぞれの課題について正しく理解するとともに、私たち町民一人ひとりが自らの人権意識を高め、お互いを認め、尊重しあえる豊かな人間関係を築いていかなければなりません。私たちは、日本国憲法および世界人権宣言のもとに、すべての人々の人権を守り明るく住みよい共生社会の実現をめざし、ここに神河町を「人権尊重のまち」とすること宣言し、次のことを実践していきます。

- 自分の命、そしてすべての人の命を大切にします。
- ふるさとや家族を愛し、相手のことを考えて行動します。
- 部落差別をはじめ、あらゆる人権にかかわる差別の解消に向け不断の努力をします。

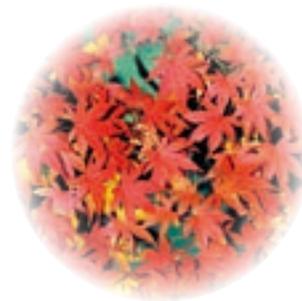
平成 20 年 3 月 神河町



町の花 さくら



町章



町の木 もみじ

第2次神河町長期総合計画 - 概要版 -

平成 31 (2019) 年 3 月

発行・編集：神河町総務課

〒 679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

TEL:0790-34-0001 (直通) FAX:0790-34-0691

E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp